

議案第 5 9 号

羽生市事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

羽生市事務手数料徴収条例（平成 1 3 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第 2（第 2 条関係） 建築基準法関係の手数料				別表第 2（第 2 条関係） 建築基準法関係の手数料			
	手数料の種類	手数料の金額			手数料の種類	手数料の金額	
1	・ (略)	(略)	(略)	1	・ (略)	(略)	(略)
2				2			
3	建築基準法第 7 条第 1 項又は第 1 8 条第 1 6 項の規定に基づく建築物に関する完了検査	(略)	(略)	3	建築基準法第 7 条第 1 項又は第 1 8 条第 1 4 項の規定に基づく建築物に関する完了検査	(略)	(略)
4	建築基準法第 8 8 条第 1 項において準用する同法第 7 条第 1 項又は第 1 8 条第 1 6 項の規定に基づく工作物に関する完了検査	1 の工作物につき 12, 000 円		4	建築基準法第 4 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	1 件につき 27, 000 円	
				5	建築基準法第 8 8 条第 1 項に	1 の工作物につき 12, 000 円	

	査	
5	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査	1件につき 50,000円
6	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
7	(略)	(略)
8	(略)	(略)
9	(略)	(略)
10	(略)	(略)
11	(略)	(略)
12	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	(略)
13	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
14	建築基準法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項において準用する	1件につき 27,000円

	において準用する同法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく工作物に関する完了検査	円
6	(略)	(略)
7	(略)	(略)
8	(略)	(略)
9	(略)	(略)
10	(略)	(略)
11	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	(略)
12	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査	1件につき 50,000円
13	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認	1件につき 27,000円

	場合を含む。)の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査			定及び同条第3項の規定に基づく全体計画変更の認定の申請に対する審査	
15	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく用途の変更に伴う工事に係る全体計画の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円			
16	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円			
17	(略)	(略)		14	(略)
18	(略)	(略)		15	(略)
19	(略)	(略)		16	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月3日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明